

豊中市立学校教育実習取扱要綱

豊中市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立小学校、中学校、及び義務教育学校（以下「豊中市立学校」という。）における、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許状を取得するために必要な教育実習について、適切かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会 豊中市教育委員会事務局をいう。
- (2) 大学等 教育実習課程を設置する大学及び専門学校等をいう。
- (3) 実習生 豊中市立学校において、教育実習、養護実習及び栄養教育実習を希望する者をいう。
- (4) 実習校 豊中市立学校において、教育実習及び養護実習、栄養教育実習を実施する学校をいう。

(実習の対象者)

第3条 大学等は、実習生について以下の要件を全て満たすことを確認するものとする。

- (1) 豊中市立学校の卒業生であること。
- (2) 卒業後、概ね二年以内に豊能地区の教員採用試験を受験予定であること。
- (3) 教育実習期間中は、その時間中に恣意的な離脱を行わない、実習継続困難につながる行為は避ける等、教育実習に専念できる者であること。
- (4) 一般教養科目、教科及び教職に関する専門科目のうち、教育実習の前に履修すべき単位を修得済みであること。
- (5) 栄養教育実習を希望する者については、栄養士又は管理栄養士の免許を取得又は取得見込みであること。
- (6) 授業構想、学習指導案が立案でき、児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、教育実習の事前指導を十分受けていること。
- (7) 事業所等に勤務している学生については、その所属長に申し出て、教育実習についての了解を得ていること。
- (8) 実習期間中、個人情報の保護に関する法律を遵守し、教育実習中に知り得た個人情報の取り扱いについて細心の注意を払えること。
- (9) 実習校の指示に従えること。

2 前項第1号の要件に該当しない者で、かつ、同項第2号の要件に該当する豊中市居住の学生が教育実習を申し込む場合は、大学等は、別に定める期日までに、教育委員会に対し、受け入れ依頼に係る協議を申し込むものとする。

(教育実習に係る手続きについて)

第4条 大学等は、教育実習を申し込む場合にあっては、この要綱その他の教育実習に係る資料を確認した上で、定められた期日までに申込みを行わなければならない。

(実習校の決定及び配置について)

第5条 教育委員会は、大学等を通じて申込みのあった実習生について、各実習校の教育課程上支障のない範囲で受け入れるものとする。ただし、原則として母校への配置は行わない。

2 教育委員会は、栄養教諭の配置されていない学校において、栄養実習生を受け入れないものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(健康診断、麻しん抗体の確認について)

第6条 大学等は、教育実習の開始までに実習生の健康診断の受診確認及び麻しん抗体の有無の確

認を完了しておくものとする。

(学校感染症について)

第7条 大学等は、学生に対し、教育実習の開始前及び教育実習中において、学校感染症に罹患する危険を伴う活動を自粛するよう指導しなければならない。

(教育実習の中止について)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予め大学等に連絡をした上で、教育実習を中止するものとする。

(1) 第3条第1項各号に該当しないと認めた場合

(2) 校長の指示に従わず、実習生として相応しい言動若しくは姿勢が見受けられない場合又は児童生徒の個人情報等を漏洩する等の非違行為が明らかとなった場合

(3) 実習の開始までに第6条の確認が完了していない場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が教育実習の継続が困難であると判断した場合は、予め大学等に連絡をした上で教育実習を中止するものとする。

(実習期間中の事故等)

第9条 教育実習の期間中に実習生に係る事故又は事件が発生した場合には、大学等は、責任を持って実習校及び教育委員会へ速やかに一報を行い、必要な措置を講じなければならない。

2 実習生に係る教育実習期間中の災害、自宅及び実習校の往復途上での災害、学校又は第三者に与えた損害等については、当該災害及び損害の原因が実習校又は教育委員会に起因することが明らかな場合を除き、実習校又は教育委員会は、その責めを負わない。

第10条 大学等は、教育実習時の災害等に備えるため、大学等の責任において、実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

(教育実習に係る実費の取り扱い)

第11条 教育実習について、謝礼金は発生しない。ただし、実習生が負担する実費に係る費用償還については、別に定めるものとする。

(教育実習の辞退)

第12条 実習生が、教育実習を辞退するときは、大学等の担当者は、速やかに教育委員会にその旨を申し出なければならない。

(教育実習に使用する様式について)

第13条 豊中市立学校は、実習生の評価その他使用する様式については、豊中市の様式を使用するものとする。

(実習生の情報機器の取り扱い)

第14条 実習に必要な情報機器（PC、外部記憶装置、デジタルカメラ等）については、学校が準備した機器を使用しなければならない。

2 実習生は、いかなる情報機器も学校に持ち込み使用してはならない。

(施行細則の委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、教育実習の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。